

日程第十一 議案第五十八号

福生市教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

日程第十二 議案第五十九号

福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第十三 議案第六十号

福生市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第十四 議案第六十一号

福生市児童手当条例

日程第十五 議案第六十二号

火葬費等の助成に関する条例

日程第十六 議案第六十三号

福生市都市公園条例

日程第十七 議案第六十四号

福生地区消防組合理約の一部を改正する規約について

日程第十八 議案第六十五号

昭和四十六年度福生市一般会計補正予算(第二号)

日程第十九 議案第六十六号

昭和四十六年度福生市国民健康保険特別会計補正予算

(第一号)

日程第二十 議案第六十七号

昭和四十六年度福生市福生都市計画福生土地区画整理事業会計補正予算(第一号)

日程第二十一 議案第六十八号

昭和四十六年度福生市水道事業会計補正予算(第一号)

日程第二十二 議案第六十九号

昭和四十五年度福生市水道事業会計決算認定について

日程第二十三 議案第七十号

福生市教育委員会委員の任命同意について

日程第二十四 議案第七十一号

福生市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第二十五 諮問第一号

人権擁護委員候補者の推せんに関する意見聴取について

日程第二十六 議案第七十二号

市道路線の廃止について

日程第二十七 議案第七十三号

市道路線の認定について

日程第二十八 議案第七十四号

契約締結について(五日市線熊川東秋留間熊川架道橋新設

工事)

日程第二十九 請願第七号

市道整備に関する請願書

日程第三十 陳情第四号

休校時における学童保育に関する陳情書

追加日程第一

議案第七十五号

東京都市収益事業組合を組織する市の増加および東
京都市収益事業組合規約の変更について

午前十時開会

議長（米次性男君）　ただいまから昭和四十六年第三回福生市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

議長（米次性男君）　これより日程に入ります。

日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は会議規則第一百三十二条の規定により

議長に付し

一審　松小清君

二審　伊東忠次郎君

三審　森田秀雄君

以上三名を指名いたします。

議長（米次性男君）　この際報告事項がありますので、事務局長として諸般の報告をいたします。

(島田議会議務局長報告)

一、昭和四十六年才三回福生市議定会定例会の招集について(別添参照)
二、議案の送付について(別添参照)

三、市議会議事説明員の委任について(別添参照)

四、議案説明員の出席要求について(別添参照)

五、諸願・陳情の受理について(別添参照)

六、五月分別月別納検査実施結果報告(別添参照)

七、六月分別月別納検査実施結果報告(別添参照)

八、七月分別月別納検査実施結果報告(別添参照)

議長(米次姓男君) 以上で報告を終わります。

議長(米次姓男君) 日程才二会期の決定を議題といたします。

今次定例会の会期については、議会運営委員会において検討されておりますので委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 石川繁治君登壇)

議会運営委員長(石川繁治君) ご指名がありまゐるので、議会運営

委員会における会議の内容について概要をご報告申し上げま

す。
委員会は去る九月十四日午前九時から全員の出席を得て開
催し、才三回定例会に関する会議日程等について協議検討
をいたしました。

協議の結果として、本定例会の会期については、本日から来る
十月一日までの十二日間としてお願いすること、当委員会としては
決定をみた次であります。

理由といたしましては、提案された議案等も多く、その
内容についても各委員会において慎重にご検討願うことが望
ましいとされたためであります。

又議案の一部についても当委員会としても即決を願いたい案
件も何件あります。それらについては、つど議長よりばかられ
ると思ひますのでよろしく願ひいたします。

又一般質問については七名の方より通告があり、規則により
議案審議に先だつて会議の冒頭にお願いすることになりました。

間一般質問の要求時間も長人所定の会議時間をオーバーすることも考えられますが、一般議案の審議も含めまして、所定のご配布の日程は本日全部消化したいとの委員会の確認をいたしましたので、お含みいただきご協力方々願ひ申しあげます。いずれにいたしましても本定例会が、各位のご理解とご協力によりまして円滑に終始できますようお願いいたします。簡潔ですが報告を終ります。

議長（米次性男君） 以上で委員長の報告は終了しました。

わばかりいたします。会期についてはただいま委員長から報告されたとおり九月二十日から十月一日までの十二日間と決定いたしましたと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

議長（米次性男君） ご異議なしと認めます。よって会期は十二日間と決定いたしました。

議長（米次性男君） 日程第三一般質問を行います。

一般質問について早速に通告されておりますので、通告の順にいたがい発言を許します。ニテ三番塩野鉄之助君

（ニテ三番塩野鉄之助君登壇）

ニテ三番（塩野鉄之助君） 本日の会議に貴重な時間を私の一般質問のために割愛していただきまして心から厚くお礼申しあげます。

健康で明るい、便利で快適適な所造りということに専念されております石川市長に敬意を表します。

さて今後福生市がどのような計画案をもえ、どのように発展させていくのか、私は市長に対して基本的な計画案についてお尋ねいたします。

先に政府は政令をもえ昭和四十四年三月二十五日、法律第二号として地方自治法、昭和ニテ二年法律第六十七号の一部を次のように改正する。オニ条オ四項オオ五号をオ六号に改め、同項の次に次の一号を加える。市町村は他の事務を処理するにあつては、議会の議決を経るもの地域における総合的かつ計画

的は行政の運営を円滑するための基本構想を定めこれに即して
行なうようにしなければならぬ。」と公布され、又同年四月十九日自
治省事務次官名をもって都道府県知事あて政令等の施行
について、内容は省略いたします。通達されております。
その後東京都統務局行政部地方課においても当福生市に
対してなそう人伺んうかの形に於いて指導されたものと思ひます。
かつて市長は旧時代に地方財政再建法の運用をうけたとき
は中期計画案をもつて行政にあたられたが、その後政令の公
布がされてからもかわらず基本的計画案が今もその発表さ
れておりません。東京都においてはすでに四五年来中期計画
を発表されております。お隣接の青梅市においても十年
計画の基本構想を提案されたやに聞えおやんでおります。
私はもううん市長は思いつきの行政をいつとでは思つておりませ
んが、せめて中期計画案ぐうには議会に提出していただくことを
要望いたします。市長はすばらしい基本的計画案を考
えがあるかどうか確たるご答弁をお願いいたします。

以上でもう私の一般質問といたします。

（市長石川常太郎君登壇）

○市長（石川常太郎君） 本定例会におきましては、大変お忙しいところ
会員の出席をいただきましてありがとうございます。

心よりお礼申しあげます。次でございします。

磯野議員さんのお質問にお答え申し上げます。

地方自治法や八条四項の基本構想につきましても尋ねが
ございしますが、ただいまのところ基本構想をうち出してあります
のは東京都の四市でございします。この九月定例会に青梅
市が議決いたしますとヘイス市や五市ができあがることになり
ます。私ももううん基本構想をうち出したわけでご
ざいます。

基本構想にはご承知のとおり細かな数値はございしませんで例えは
公営の住宅の明るい所を造るんだというご議決をいただくものは、
さかめえ短いものでございします。ただしそれだけでは意味がござ
いませぬのである程度予算の算入の裏付けをもちました十年あるいは



イ五年の長期のビジョンというものを計画案としてはい附随させるのがあたり前であり常識であると思ひます。

ついで私たちも何年かという長期の計画について考えておつたわけでございます。しかしながらかなり正確なものとはならずと福井市でございましょうもできはようなゆき当ります。隣りの羽村、青梅等との関連の事業が妙にわけでございます。

市単独ではどうもおぼつかしいわけでございます。しかし昭和四十七年度には都の長期計画がでるというわけでございます。都の計画に合わせましてどうしても作るべきであると考ええてまいります。今準備中でございますが、構想につきましてもやはりこれは議会議員の先方方もちろん入念なご審議をいただくわけばならないわけでございますが、市民各位のご意見というものも承るべきであると思ひます。私も考えをたつたようでございますけれども、よその大郡分の市もこれからでございますが、市の今後のゆき方、いろいろなことにつきましても、縣心賞賞分集をするとかあるにはご意見を聞く機会を作るとか、

何んかこの方法によりまして妙々の資料をいただきましてこの基本構想というものを作つて、その基本構想にもとづきましてイ五年かイ五年のある程度の数値を入れた計画案を作つて参りたいと思ひております。文章だけの計画というものはある程度

まとまつてゐるんですけれども、まだ発表の段階ではございませんで、今後なるべく急いでやりたいと思ひております。

くごいようでございますが、都にわたるかなり正確なものが四十七年に出るというわけでございますから、これによりましてやはり都との連絡がなおりますのでこれを参考にしながらやつて参りたいと思ひます。

なおただいまの基本構想についてでございますが、短期間の二、三年のものでございますが、これは私の責任において当然やらなければならぬわけでございます。一つの事業をいたしますにも何んかの都あるいは国との接渉がありますのでこれは当然私の義務といったしましてもつてゐるわけでございます。ただ私の悪い性質かも知れませんが、補助金とか起債が決る

前に発表申し上げまして、できなかったという、とはどうも市民を欺くようになりまして、遠慮して、もうやりでございすけれども、つもういうことを承知いたしますならば、いつでも四十八年、四十九年度ぐらいのものは発表可能でございす。なお都におきましても公共施設の整備計画を出してあります。それらの都にわたる財政にあたりましても各自自治体から希望を出せという通知がございまして、本年も七月に出たのでございす。その七月に出しました四十九年度までのものでございまして、いつでも発表できるわけでございます。ただそればかりで、断定できないものでございす。申し訳りないとは思いますが、急務というしまつてございす。ご希望であれば、いつでも印刷いたしまして配布申し上げたい次第でございす。なおそういつことにつきましても、議員各氏に前にもご通知を申しあげました。あるは本年度あったかとも思うわけでございます。その点につきましても、またよく考えますし、また足りないところは、詫言申しあげることになります。どうか

うにいたしまして、ご希望でございしたならば、本年ぐらいのものは発表申し上げたいと思ひます。

以上ご答弁をいたします

○ネス番（横野鉄之助君） 自席から伺ひたいします。

ただいま市長のご答弁、きめて私も要領を得ております。たしかに、五十年とかつもう長い計画という、これは大変なことでございます。その中におきましても、基本構想というものは、

どなたが市長になつても、変わるような福生市として当然方向付けられる重大なものでございす。しかし先ほど市

長のご答弁の中におきましても、おなぐとも、五十年、五十年ぐらゐのものは粗案と私から申し上げることはうまい、かも知れませんが、それと、きめて責任度の強い市長ですが、そういう点で心配であると思ひますが、とにかく五十年ぐらゐの粗案というものを張る考えがあるかどうかということをお聞かせ願ひたいと思ひますが、その面について、いつ頃お出しただけなのか、お答え願ひたいと思ひます。

○市長（石川常太郎君）

全部ではございせんが、ただいまある
年度財政のうり付けが大体満足するもので、四九年度まで
のものでございまいたならば、本会期来までは印刷はできます。

○ニテス番（後野鉄之助君）

そういうのを考えでしたら是非、会期中
にいただきますれば幸甚です。われわれ市民から質問等を
受けまして、福生が今後どうなるかということは大綱的に今後
近い将来このように進むといふことがいえるわけでござい
ます。そういうことがきかれて親切な行政というか、市長、議員とも
どもそういう秒になると思ひますが、是非会期中にそういう
のを考えがございまいたり是非お出しただけのこと強く願ひ
いたします。

将来の計画はやはり市長が申されたとおり市民からのい
はご意見をお聞きし、議会ももちろんそうでござい
ますが、そういう案にのりて着々準備されることを要望いた
します。

○議長（永成性男君） 次にニテス番 石川常太郎君

（ニテス番 石川常太郎君 登壇）

○ニテス番（石川常太郎君）

ご指名がございまいたので一般質問をさせて
いただきます。

本日貴重な時間を私の一般質問のためにゆゑえいただきま
す。このことを議長並びに議員各位に対し厚くお礼申しあげます。
またご出席の市長および助役、各課長にお願い申しあげ
ます。石川一人の質問ではよく石川を支持していただく五
百六十名の発言をお聞きくだされば幸ひと思ひます。

今日の私の質問は

- 一、官公庁の誘致について
 - 二、武蔵野、熊川地区開発について
 - 三、東部開発について
 - 四、妙子河原開発について
 - 五、商業診断について
 - 六、市民体育館建設について
- まず第一の官公庁の誘致について市長にご質問申しあげ

一般質問
（石川）

一般質問
（永成性男）

一般質問
（後野鉄之助）

一般質問
（大野）

一般質問
（石川）

一般質問
（石川）

一般質問
（石川）

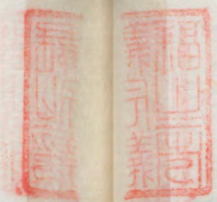
一般質問
（石川）

ます。

前回の六月の定例会に引き続き、官公庁誘致についてご質問を申しあげましたとおり、わが福島市は非常に土地面積の少ない中でございます。消費都市として発展、促進する以外、^{商業}通商の栄える道はないのです。隣接町村からお客を集めて昼間人口をばかるとい外にはないと思っております。そのためにも前回申しあげましたとおり、職業安定所、保健所、公証認役場等の官公庁署の誘致について全力をあげていただきたいと思います。議会も協力をいたします。——とご質問したつもりでございます。その後まだ三月月一が経過してまいります。市長にわかれましては、夕忙の中にもかかわらず、官公庁誘致についてご奮闘なさ承っております。その経過と見通しについてご説明を願います。

次にわが項目の武蔵野、熊川地区の開発についてご質問申しあげます。

当市においては、幸か不幸か外の各市と比較してまさることも



劣らない保育園、小中学校、病院等防音建築その他、基地周辺整備等、テレビの受信料の減免等、多大の思慮を及ぼしてまいります。実際に騒音を及ぼしてまいりますのは、瑞穂町、昭島市および福島市の武蔵野地区の住民です。基地公署の特別被居を被っている武蔵野地区に対して市長はどのような考えですか。一番思慮を及ぼさるべく地区でございす。思慮を及ぼすに他の地区の市民が思慮を及ぼしていることに対してはあまりにも不合理ではなからうかと存じます。ちなみに熊川地区全般の行政を拝見いたしました。片手落ちがあるかと感じます。いかでか、内出町会、南町会と比較して、武蔵野地区の立ち遅れは甚しいもので、南町会のゆが川河川敷の公園整備計画と、ゆが川河原の区画整理による市街化造り、つくし保育園および五小中学校の建築と、いたれりつくせりの感じがいたします。また市長は、ゆが川緊急協議員の町内の道路舗装整備されたことに対して驚くべきであります。いかに市長に権限があるうとも、権